

平成30年度
広島市介護サービス事業者集団指導研修
～高齢者虐待の防止について～
【養介護施設従事者等による高齢者虐待編】

平成31年3月13日、14日
広島市健康福祉局高齢福祉部
地域包括ケア推進課

目次

1 高齢者虐待防止法の理解

- (1) 高齢者虐待防止法について
- (2) 本市における養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状について

2 各事業所に求められていること

- (1) 高齢者虐待の捉え方について
- (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するために

1 高齢者虐待防止法の理解

- (1) 高齢者虐待防止法について
- (2) 本市における養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状について

(1) 高齢者虐待防止法について

高齢者虐待防止法

(平成18年4月1日施行)

【正式名称】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

【目的】

高齢者の権利利益を擁護すること

※虐待をした人を罰するための法律ではない。

【範囲】

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待
- ・養護者による高齢者虐待

養介護施設従事者等による
高齢者虐待は
高齢者に対する
最も重大な権利侵害

養介護施設従事者等として特におさえなければならないこと

①	通報義務 (根拠：法第21条第1項)	養介護施設従事者等は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに、市町村に報告しなければならない。 ※職員ひとりひとりに通報義務有
②	通報者保護 (根拠：法第21条第6項及び第7項)	・通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない。 ・通報したことを理由として、不利益な扱いを受けない。 (※虚偽や過失によるものを除く。)
③	虐待防止のための措置 (根拠：法第20条)	・養介護施設従事者等への研修の実施 ・利用者や家族からの苦情処理体制の整備 ・その他必要な措置

広島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報先は、
広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課 (Tel: 082-504-2648) まで。
※職員ひとりひとりに通報の義務があります。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の定義

養介護施設 従事者等が	高齢者虐待防止法 第2条第5項 老人福祉法及び介護保険法に規定される「養護者施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 (※直接介護に携わらない経営者や管理者層も含まれる。)
高齢者に	高齢者虐待防止法 第2条第1項 「65歳以上の者」と定義 (※現実的には65歳未満の者も対象となる。)
虐待を行う	・身体的虐待 ・介護・世話の放棄・放任 ・心理的虐待 ・性的虐待 ・経済的虐待

「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に 従事する者
介護保険法 による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	

虐待の類型

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

①暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など

②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など

③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制（具体例は次スライド参照）

身体拘束として禁止されている具体例11項目

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

「緊急やむをえない場合」と判断する際の3要件

身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。

そのため、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束は全て高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

例外3原則	3つの要件をすべて満たすことが必要
①切迫性	本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

①必要な介護や世話を怠り生活・身体や精神状態を悪化させる。

- ・入浴しておらず異臭がする。髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・おむつが汚れている状態で日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる など

②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など

③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など

④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

①威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設・居宅）にいれなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など

②侮辱的な発言、態度

- ・老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・高齢者が大切にしているものを乱暴に扱う。 など

④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して、本人の出来る事まで介助する。 など

④心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由無く無視して伝えない。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など

④その他

- ・車椅子の移乗介助の際に、速いスピードで走らせ、恐怖感を与える。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 など

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

●本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

●本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・事業所に金銭を寄付、贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

(2) 本市における養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状について

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための本市での取組

●高齢者虐待の疑いのある養介護施設・事業所への対応

※虐待の事実の有無について、事実確認を行います。

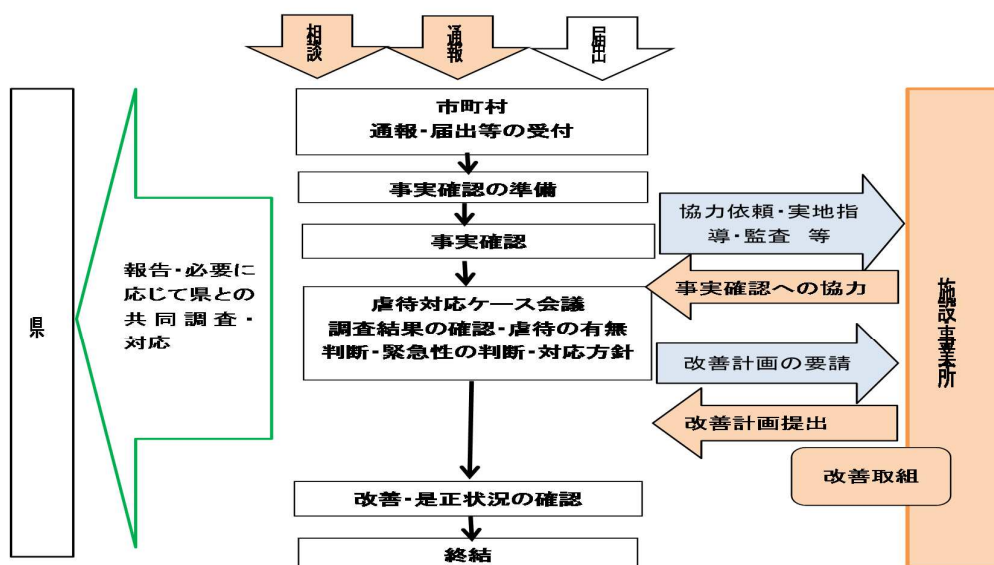
※虐待の有無に関わらず、サービスの質の向上を図るために事業所に業務改善計画を策定してもらうこととしています。

※高齢者虐待防止法は、**高齢者の権利利益の擁護に資することを目的**としており、事業所を処罰することを目的としていません（虐待行為の内容によっては、虐待者が刑罰を受けたり、事業所が介護保険法、老人福祉法等による処分を受ける可能性があります。）

●養介護施設従事者等への研修会の実施

（高齢者虐待防止研修会、集団指導）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報への対応の流れ



広島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報先は、広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課（Tel：082-504-2648）まで。
※職員ひとりひとりに通報の義務があります。

高齢者虐待を発見した際の対応について

●ポイント① 速やかな初期対応

- ・利用者の安全確保
- ・事実確認
- ・組織的な情報共有と対策の検討
- ・本人・家族への説明や謝罪
- ・原因分析と再発防止の取組

- ・関係機関への報告

行政への通報も
並行して行う

広島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報先は、
広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課（Tel：082-504-2648）まで。
※職員ひとりひとりに通報の義務があります。

高齢者虐待を発見した際の対応について

●ポイント② 正確な事実確認

事実と主観を区別し、具体的に確認する。

- ・いつ、誰が、誰に、何を、どのように、なぜ、したのか。
- ・本人にいつ、どこに、どのような傷等があったのか。その傷等を誰が確認したのか。
- ・本人は何と言っていたのか、どんな様子だったのか。



●ポイント③ 情報を隠さない

日々のことや事実確認したことを正確に記録に残す。

行政による調査の際に、ありのままを伝える。



広島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報先は、
広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課（Tel：082-504-2648）まで。
※職員ひとりひとりに通報の義務があります。

本市における養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状について① (サービス種別毎の高齢者虐待の発生件数の内訳)

- 年度毎のばらつきはあるが、年間の通報相談件数は概ね20件であり、10件程度の高齢者虐待が確認されている。
- 本市での事実確認の結果、虐待の事実がなかったものの他、虐待の事実があったかどうか判断できない事案もある。
- 虐待が確認された件数が最も多いのは、施設・居住系サービスである。

			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通報相談件数			6	16	23	23	21	15
虐待が確認された件数			0	6	13	9	9	6
サービス 種別内訳	施設・居宅 系サービス	特別養護老人ホーム	0	3	2	3	2	1
		養護老人ホーム	0	0	1	0	0	0
		介護老人保健施設	0	0	0	2	0	0
		グループホーム	0	2	5	1	2	1
		サービス付き高齢者向け住宅	0	0	1	0	0	0
		有料老人ホーム	0	0	0	0	3	2
		短期入所生活介護	0	1	2	1	0	0
		介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	1
	訪問系サービス		0	0	2	1	1	0
	通所系サービス		0	0	0	0	0	1
	居宅介護支援		0	0	0	0	0	0
	指定介護予防支援事業所		0	0	0	0	1	0
	福祉用具貸与		0	0	0	1	0	0

(※平成30年度は4月～1月15日までの数値)

本市における養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状について② (確認された高齢者虐待の類型)

- 年度毎に確認された高齢者虐待の類型にばらつきがある。
- 平成26年度以降、全ての虐待の類型が発生している。

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通報相談件数		6	16	23	23	21	15
虐待が確認された件数		0	6	13	9	9	6
虐待の種 類別内訳	身体的虐待	0	3	4	4	3	5
	介護・世話の放棄・放任	0	1	4	1	0	1
	心理的虐待	0	2	6	3	1	1
	性的虐待	0	0	0	1	1	1
	経済的虐待	0	1	2	2	5	0

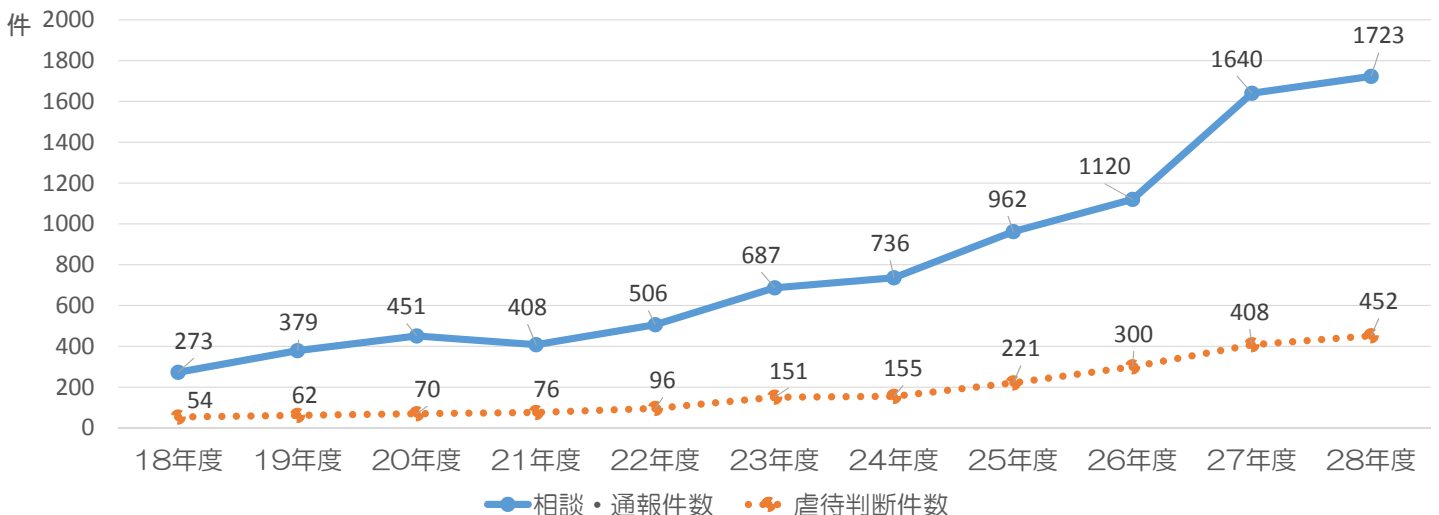
(※平成30年度は4月～1月15日までの数値)

本市において確認された高齢者虐待について

身体的虐待	夜勤帯、入居者の便失禁の処理のためのシャワー浴の介助中、うまく意思疎通がとれず、左頬を叩いた。
	両腕を強く掴むほか、左頬を平手打ち、腹部への蹴りを行った。
	頭を叩いた。
	手で背中を小突いた。
	夜勤帯、徘徊するおそれのある入居者のベッドの横にマットレスを立てかけ、出られないようにした。
	緊急やむを得ない場合であることを検討することなく、入居者のベッドを四点柵で囲った。
	廊下のワックスがけの際、出口付近をベッドで遮り、出られないようにした。
	利用者が皮膚を掻き毟らないように、つなぎ服を着せた。
介護・世話の放棄・放任	夜勤帯、スタッフルームで長時間談笑し、フロアに職員がいない状態となった。
	ナースコールを無視した。
心理的虐待	利用者がタオルでテーブルを拭くと、職員が「触るな」と大声を出し、タオルを取り上げた。
	食事の際、冷暖房の直接当たらない席に移動しようとする利用者に対し、「動くな」と強い口調で注意した。
	食事の際、一口食べる度に箸を置くように強い口調で指示した。
性的虐待	入居者にキスを強要した。
	入居者に性的な行為を強要した。
経済的虐待	利用者のキャッシュカードを窃盗し、会話の中で偶然知った暗証番号を用い、大金を引き出した。
	利用者のテレビ台の上にある現金の入った封筒を窃盗した。
	自らの立場を利用して、多くの利用者に大金を出資させた。

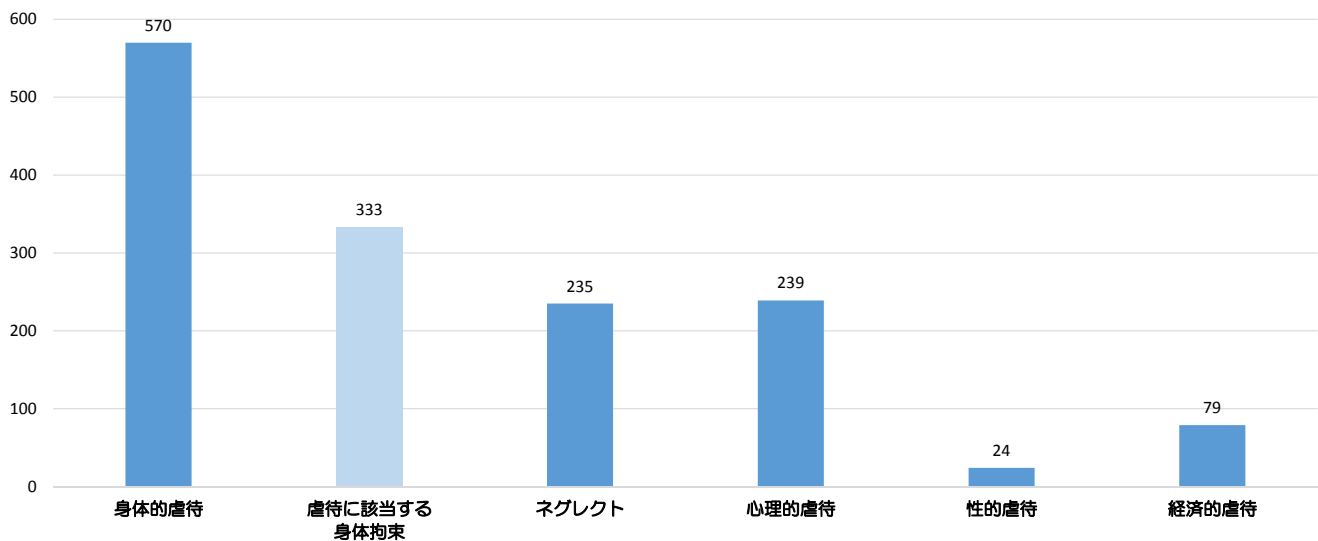
【参考】全国版 市町村への相談・通報件数及び虐待判断事例数の推移

- ・相談・通報件数、虐待判断事例ともに増加傾向にある。
- ・通報・相談件数の内、虐待と判断されたのは25%程度である。
- ・虐待判断事例数が増えたからといって、実際の虐待発生件数（潜在的なものも含む）が増えたとは必ずしも言えない。



(出典) 高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業報告書
平成30年3月 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

【参考】確認された高齢者虐待の類型別内訳（全国版、H28年度分）



（出典）高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業報告書
平成30年3月 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

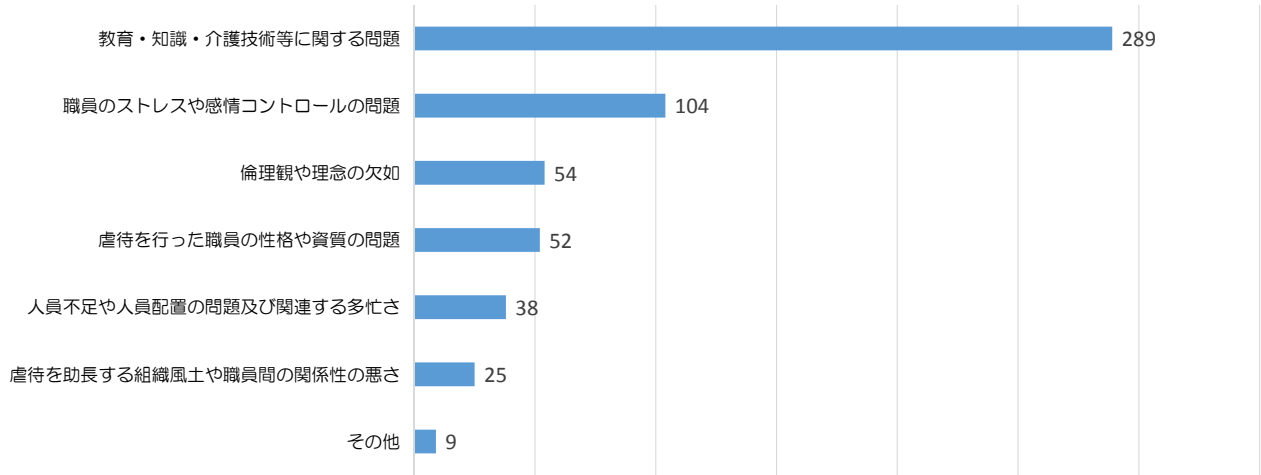
【参考】確認された高齢者虐待の具体例（全国版、H28年度分）

類型	件数	内容	件数	割合 (類型内)
身体的虐待	570	暴力的行為	178	31.2%
		本人の利益にならない強制による行為、代替行為を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為	72	12.6%
		「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束	333	58.4%
		その他・詳細不明	4	0.7%
ネグレクト	235	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為	57	24.3%
		高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為	66	28.1%
		必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為	147	62.6%
		高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置	9	3.8%
		その他・詳細不明	3	1.3%
心理的虐待	239	威嚇的な発言、態度	149	62.3%
		侮辱的な発言、態度	28	11.7%
		高齢者の家族や存在や行為を否定、無視するような発言、態度	24	10.0%
		高齢者の意欲や自立心を低下させる行為	4	1.7%
		羞恥心の喚起	20	8.4%
		心理的に高齢者を不当に孤立させる行為	1	0.4%
		その他・詳細不明	17	7.1%
性的虐待	24	高齢者にわいせつな行為をすること	16	66.7%
		高齢者をしてわいせつな行為をさせること	6	25.0%
		その他・詳細不明	2	8.3%
経済的虐待	79	金銭を借りる、脅し取る	3	3.8%
		着服・窃盗・横領	74	93.7%
		不正使用	1	1.3%
		その他・詳細不明	1	1.3%

（出典）高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業報告書
平成30年3月 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

【参考】養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因（全国の傾向）※複数回答可

- ・虐待の発生要因として最も多かったのは、「教育・知識・介護技術等に関する問題」であった。
- ・教育・知識・介護技術等を充実させる以外に、職員へのストレスマネジメントやチームマネジメント、チームによるケアを行うことが重要である。
- ・虐待の発生は、個人だけの問題とせず、組織全体の問題として捉える必要がある。

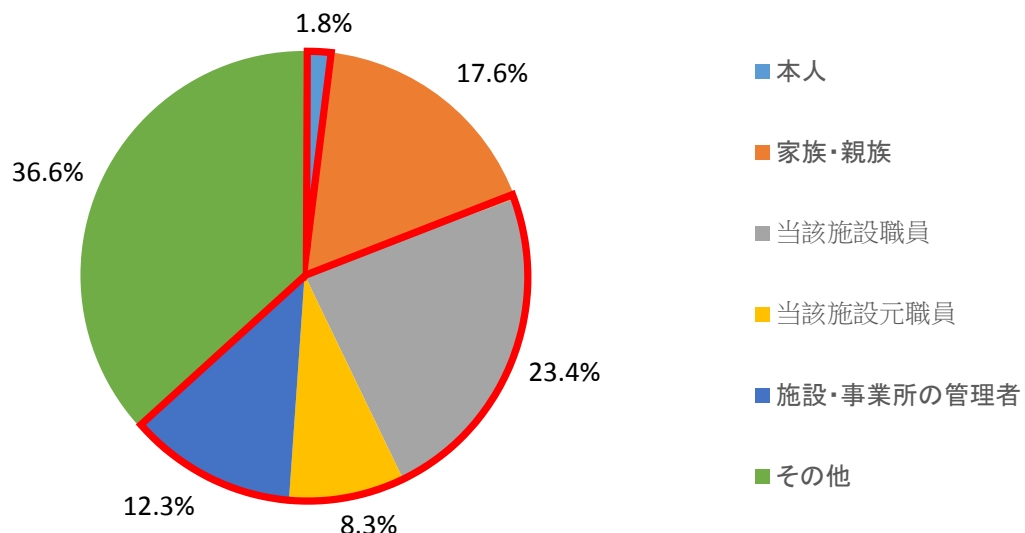


（出典）高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業報告書
平成30年3月 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

（H28年度分）

相談・通報者の内訳

本人からの訴えはわずか1.8%である。
相談・通報者の44%が施設で働いている（いた）職員である。



（出典）高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業報告書
平成30年3月 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

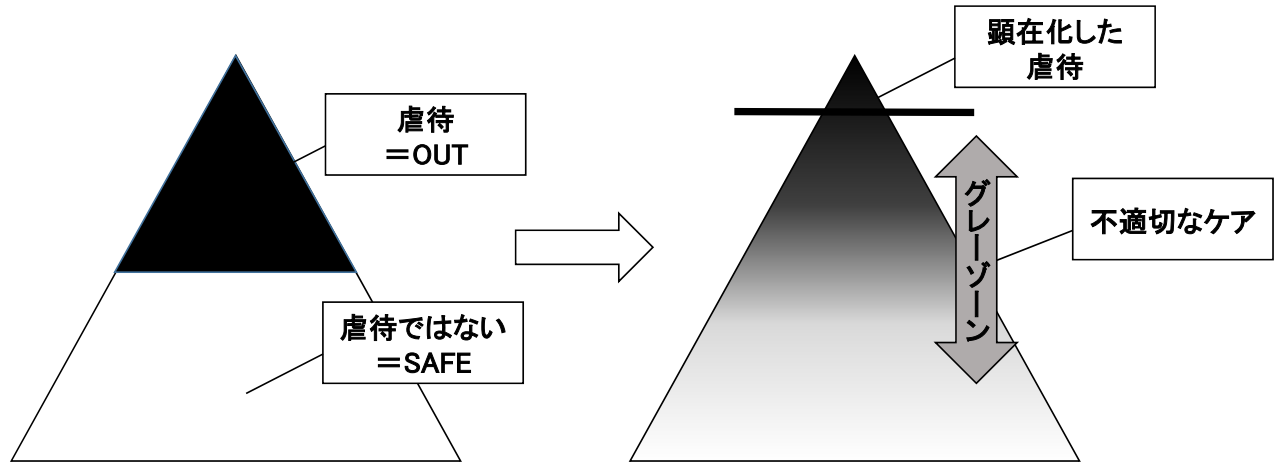
2 各事業所に求められていること

- (1) 高齢者虐待の捉え方について
- (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するために

(1) 高齢者虐待の捉え方について

高齢者虐待の捉え方

- ・ 虐待かどうかだけに着目して、ケアの内容を決定するのは、ケアの質の向上を停滞させる原因となりえます。
- ・ 虐待でないから「セーフ」と考えるのではなく、不適切な点を組織的に認め、共有した上で、最新の介護技術等を調べたり、話し合ったりすることにより、より良いケアを目指していく必要があります。
- ・ 高齢者虐待を防止するには、**不適切なケアを早期に気づき、摘み取っていく**ことが極めて重要となります。



【参考】平成28年度分

市町村ごとの相談・通報件数の分布（左図）と虐待判断事例数の分布（右図）

- ・ 全国でみると、相談・通報件数及び虐待判断事例数が0件の市町村がほとんどである。
- ・ 虐待判断事例数がないからといって、実際の虐待発生件数が0であるとは限らない。

通報・相談件数	市町村数	割合（％）	虐待判断事例数	市町村数	割合（％）
0件	1226	70.4	0件	1521	87.4
1件	256	14.7	1件	143	8.2
2～4件	274	10	2～4件	63	3.6
5～9件	49	2.8	5～9件	8	0.5
10～19件	28	1.6	10～19件	5	0.3
20件以上	8	0.5	20件以上	1	0.1
合計	1741	100	合計	1741	100

（出典）高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業報告書
平成30年3月 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

高齢者虐待の事例の発見

- 自治体が養介護施設従事者等の高齢者虐待と判断しているのは、氷山の一角であるといわれている。
- 潜在している事例が早期に見つかるためには、事業所が内外で風通し良く組織運営され、また、高齢者を守る目が増える必要がある。

表面化する事例

地域からの相談・通報を経て、自治体に把握される。



潜在している事例

相談・通報にのらない
自治体に把握されない

(2) 養介護施設従事者等による
高齢者虐待を防止するために

質問1

皆様の事業所で高齢者虐待はありませんか。

把握していないだけで、
知識不足等により高齢者虐待が無自覚で行われていたり、
ついカッとなってしてしまったことを報告できずに一人で
抱え込んでいる職員がいるのかもしれません。

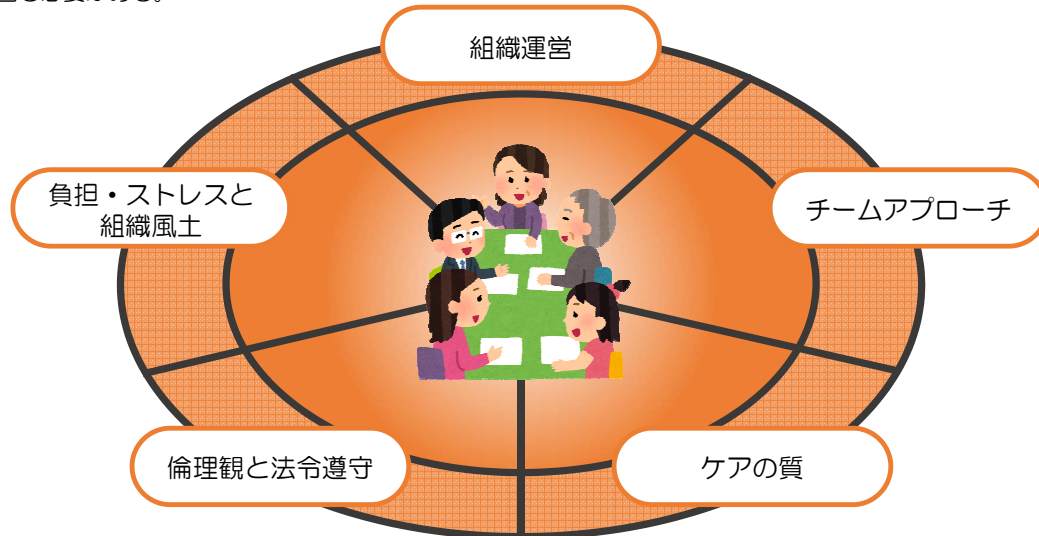
質問2

今後も皆様の事業所で高齢者虐待が起こらない
と言い切れますか。

高齢者虐待が絶対に発生しないと言い切るのは難しいかもし
れませんが、高齢者虐待を防止するためには、虐待防止
のための措置がなされている必要があります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生には、下図に示すような要因が背景として存在することが多いと考えられる。
- ・これらは必ずしも独立した要因ではなく、相互に関連している場合が多く、単純に職員個人にだけ原因を求められるものではなく、ましてや利用者の属性に帰結されるものではない。
- ・そのような複合的な問題は、簡単には解決しない問題として捉え、背景となる要因を一つ一つ紐解き、チーム一丸で計画的に解決を図る必要がある。



この図の作成にあたって、三瓶徹氏（北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長）が作成した資料を参考にしました。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

組織運営	チームアプローチ	ケアの質
●理念とその共有の問題 ・介護理念や組織全体の方針がない ・理念を共有するための具体策がない ●組織体制の問題 ・責任や役割の不明確さ ・必要な組織がない・形骸化している ・職員教育のシステムがない ●運営姿勢の問題 ・情報公開に消極的 ・効率優先 ・家族との連携不足	●役割や仕事の集約の問題 ・リーダーの役割が不明確 ・介護単位があいまい/広すぎる ●職員間の連携の問題 ・情報共有の仕組みがない ・意思決定の仕組みがない ・異なる職種間の連携がない ・年齢や採用条件による壁がある ・社会手抜き（誰かがやってくれる）	●認知症ケアの問題 ・「何もわからない」など中核症状への誤解 ・BPSDへのその場しのぎの対応 ●アセスメントと個別ケアの問題 ・利用者の心身状態を把握していない ・アセスメントとケアプランと実際のケアの内容が連動していない ●ケアの質を高める教育の問題 ・認知症ケアに関して学習する機会の不足 ・アセスメントとその活用方法の知識不足
倫理観とコンプライアンス（法令遵守）	負担・ストレスと組織風土	
●“非”利用者本位の問題 ・安易な身体拘束 ・一斉介護・流れ作業 ●意識不足の問題 ・職業倫理の薄れ ・介護理念が共有されていない ●虐待、身体拘束に関する意識、知識の問題 ・高齢者虐待防止法や身体拘束禁止規定、その他必要な法令を知らない ・身体拘束に替わるケアを知らない・考えられない	●負担の多さの問題 ・人手不足・業務の多忙さ ・夜勤時の負担 ●ストレスの問題 ・負担の多さからくるストレス ・職場内の人間関係 ●組織風土の問題 ・みてみぬふり ・安易なケアや身体拘束の容認 ・連絡の不徹底	

この図の作成にあたって、三瓶徹氏（北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長）が作成した資料を参考にしました。

未然防止のために求められること

- ・ 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的実施すること
- ・ 苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されること
- ・ メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に対応すること
- ・ 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること

厚生労働省老健局長通知(平成27年11月13日老発1113第1号)
「養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について(通知)」

まとめ

- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待は高齢者に対する最も重大な権利侵害である。
- ・ 職員による高齢者虐待の疑いがあると思えば、必ず地域包括ケア推進課に連絡すること(通報義務有)。
- ・ 高齢者虐待や不適切なケアの発生要因は様々であり、単純に個人のみ原因を求められるものではない。
- ・ 虐待防止のためには、各事業所において「虐待防止のための措置」が求められている。
- ・ 不適切なケアを早期に気付き、摘み取っていくことが重要である。